

ひらかたしちいきふくしけいかく
枚方市地域福祉計画

だい き
(第5期)

みんなが、いつまでも^{あんしん}安心して
^{ちいき}地域で暮らせるように…
^{ささ}支え合える^あ地域^{ちいき}を^{つく}創る



れいわ ねん ねん がつ
令和7年(2025年)3月

ひらかたし
枚方市



はじめに

近年、少子高齢化、人口減少が進んでおり、さらには、新型コロナウイルス感染症の拡大など、わが国を取り巻く社会情勢は、目まぐるしく変化しています。また、人と人、人と地域のつながりが希薄になる中、個人や地域が抱える課題も多様化、複雑化しています。

このような状況の中、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の充実がますます重要になっています。

このたび、平成17年度からスタートした「枚方市地域福祉計画」の5期目となる計画を策定しました。第5期計画では、「重層的支援体制整備事業実施計画」「成年後見制度利用促進基本計画」及び「地方再犯防止推進計画」を包摂し、一体的に地域共生社会の充実をめざします。そして、第4期計画の基本理念である「みんなが、いつまでも安心して地域で暮らせるように…支え合える地域を創る」を引き継ぎつつ、「誰もが暮らしやすい地域づくり」「誰もが活躍できる地域福祉のネットワークづくり」「誰もが支え合い尊重し合える意識づくり」という3つの基本方向のもと、誰もが取り残されることなく、支え合い、誰もが安心して暮らしていけるように具体的な取組を実施してまいります。

また、本計画の推進にあたっては、地域福祉の主体である住民や各種団体、関係機関等、地域のあらゆる資源と連携、協力しながら進めてまいりますので、引き続き、市民の皆様や市議会、各関係機関の皆様のより一層のご理解とご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心なご議論を重ねてお力添えをいただきました枚方市社会福祉審議会地域福祉専門分科会の委員の皆様をはじめ、市民意識調査や市民意見聴取へのご協力と貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和7年3月



ひらかたしちょう
枚方市長

ふしみ たかし
伏見 隆

第1章 地域福祉計画の策定について

- 1 地域福祉とは
- 2 地域福祉計画とは
- 3 地域共生社会の実現をめざして
- 4 計画策定の背景
- 5 計画の位置づけ
- 6 本計画とSDGsの関係
- 7 計画の期間
- 8 計画の策定体制
- 9 計画の推進と進行管理

第2章 計画の基本理念と考え方

- 1 基本理念
- 2 基本理念の実現に向けた考え方
- 3 枚方市の現状と課題

第3章 基本理念の実現に向けた取組

- 1 基本方向と施策目標
- 2 具体的な取組

◇資料編◇

第1章 前期計画の総括

- 1 枚方市地域福祉計画(第4期)の総括
- 2 成年後見制度利用促進基本計画(第1期)の総括

第2章 地域福祉における枚方市を取り巻く現状

- 1 人口統計からみる少子高齢化の現状
- 2 制度利用者数からみる生活課題を抱える人の現状
- 3 その他の課題について統計からみる現状
- 4 地域を取り巻く現状
- 5 主な相談機関における相談の状況

第3章 アンケート調査結果

第4章 計画審議経過等

- 1 枚方市社会福祉審議会(本審)及び地域福祉専門分科会 開催経過
- 2 枚方市社会福祉審議会(本審)及び地域福祉専門分科会 委員名簿
- 3 枚方市地域福祉計画(第5期)〈素案〉に係る市民意見聴取の結果について

第5章 用語解説

1 地域福祉とは “誰もが幸せに暮らせる地域をめざして”

地域福祉とは、地域で暮らし、学び、働くすべての住民が主体となって、「思いやり」「支えあい」を大切にし、誰もが安心して幸せに暮らせる、差別や排除のない地域をつくり、持続させていくことです。そのためには、住民一人ひとりの取組に加え、校区コミュニティ協議会や校区福祉委員会などの住民同士の支え合い、さらに行政や福祉事業者による相談窓口等の公的制度が連携して地域課題を解決する取組が必要となります。

おも ち い き ふ く し か つ ど う 主な地域福祉活動



市内の小学校区を基本に、自治会など各種団体が情報交換や調整などを行う協議型組織です。大規模災害に備える自主防災活動、子どもの安全対策、青少年の健全育成など、地域のさまざまな課題の解決に向けて取り組んでいます。



「地域のまちづくり」を進める目的で、小学校区ごとに設けられた、住民主体の地域福祉活動を実施する組織です。



厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員で、給与の支給はなく、ボランティアとして活動しています。地域住民との信頼関係をもとに活動する民生委員・児童委員は、地域住民の身近な相談相手となり、適切な行政機関につなぐ等、必要な援助を行います。



ち い き ふ く し か つ ど う お こ な
地域福祉活動として行われている
サロン活動の様子
【写真上】樟葉北校区 子育てサロン
【写真左】山田校区 いきいきサロン

2 地域福祉計画とは

行政は、地域福祉の推進のために、地域組織や福祉事業者等の各種団体と連携し、保健・医療・福祉・教育等のサービスや住環境などの基盤整備を推進します。

それらを実現するために、行政が住民の立場に立ち、総合的・計画的・横断的に推進する計画が地域福祉計画です。

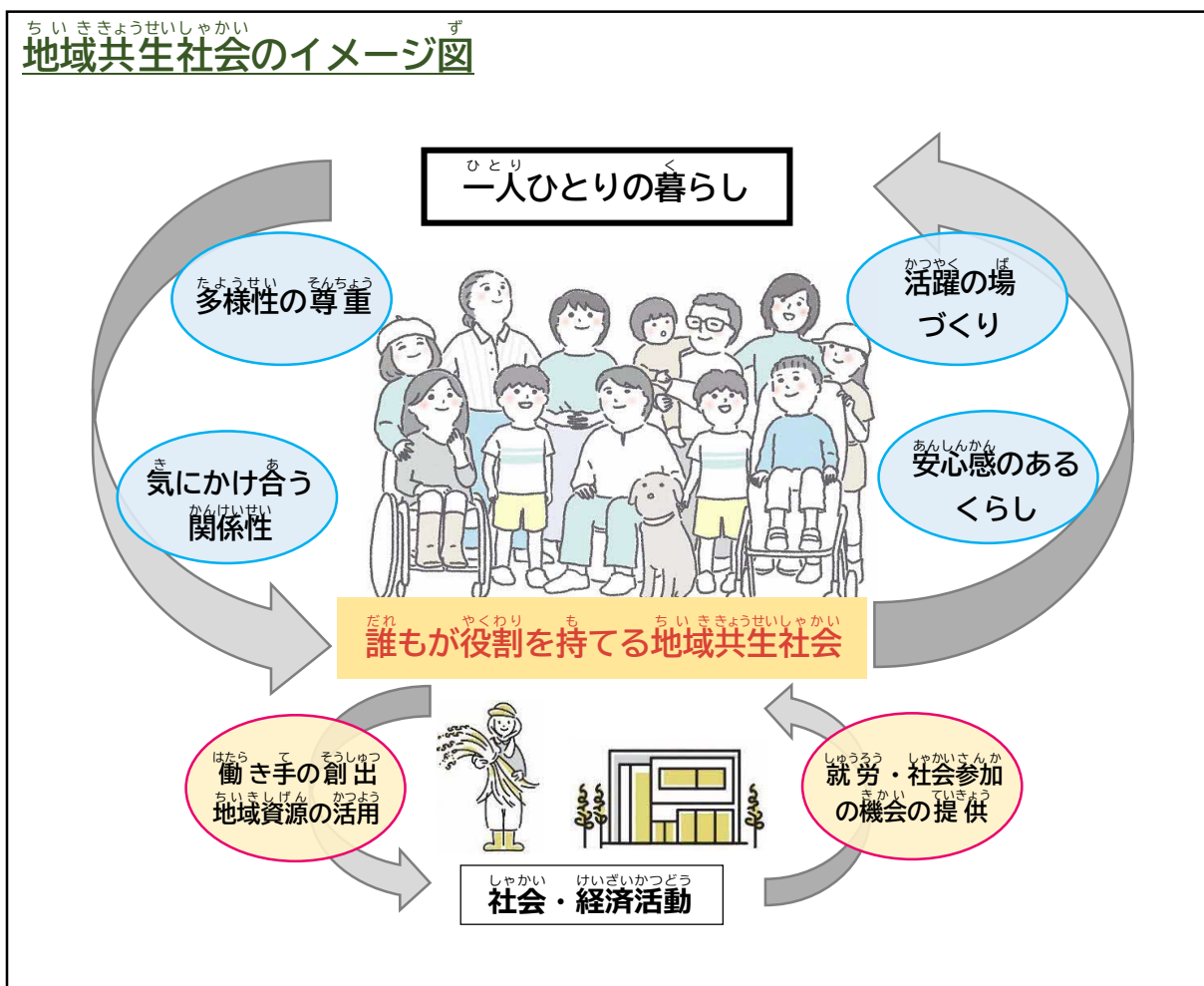
3 地域共生社会の実現をめざして

近年の地域社会を取り巻く環境変化の中、国は『地域共生社会』の実現を掲げています。

『地域共生社会』とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

この社会の実現のために「地域課題の解決力」「包括的支援の強化」「地域のつながり強化」「専門人材の機能強化」の4つの柱が掲げられています。

地域共生社会のイメージ図



※「地域共生社会のポータルサイト(厚生労働省)」より加工して作成

4 計画策定の背景

(1) つながりの希薄化

少子高齢化に伴う人口減少、生産年齢人口の減少により、地域福祉活動を担う現役世代が少なくなり、マンパワー不足が危惧されています。また、核家族化の進行によるひとり暮らし高齢者の増加や、家族での育児力や介護力の低下、情報化の進展や新型コロナウイルス感染症をはじめとするパンデミックなどから、地域社会における連帯感が希薄になってきています。住民相互の支え合う意識や機能が弱まり、社会生活に孤独を覚え、社会から孤立する人が増加しています。

(2) 地域社会における問題の変容

震災や台風等をはじめとする大規模な自然災害、児童虐待やドメスティック・バイオレンス、自殺問題、生活困窮等、家庭や地域社会が抱える問題は複雑多様化しています。「ヤングケアラー」や「8050問題」「ダブルケア」といった、個人・世帯が複数の生活上の課題を抱え、高齢分野や児童分野など1つの機関では解決できないケースも増えています。このような背景を受けて、国は令和3年4月に社会福祉法を改正し、市町村において、すべての地域住民を対象とする包括的支援の体制整備を行う「重層的支援体制整備事業」を創設しました。

社会から孤立している人々については、行政や支援機関に声を届けることが難しい場合があります。ただ窓口を設けるだけではなく、アウトリーチ型支援や、オンライン等を活用した窓口の必要性も高まっています。

さらに、地域共生社会の実現をめざした取組を進めるには、福祉分野にとどまらず、まちづくり、交通、教育などに関する他の行政計画との整合・調和も必要となっています。

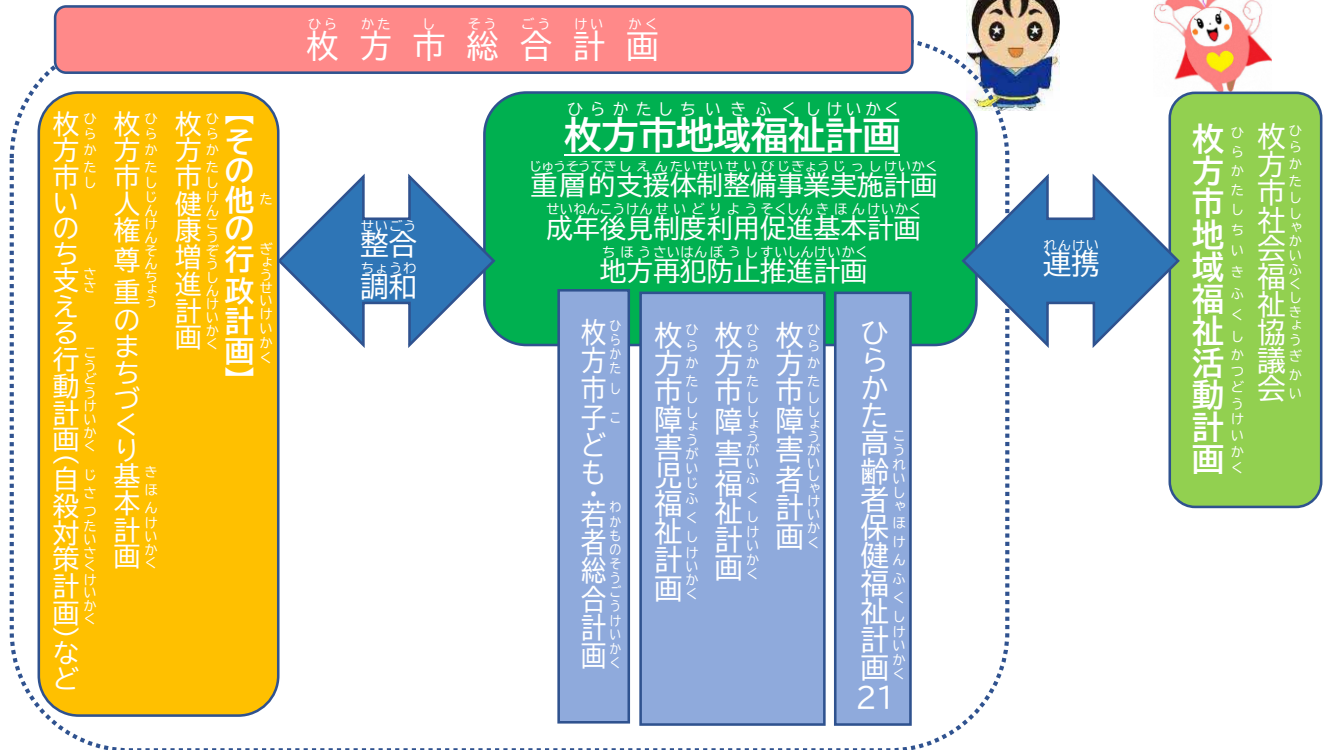
5 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく計画で、地域福祉を推進していくための施策を示すものです。枚方市のまちづくりの総合的な計画である「枚方市総合計画」の下位計画、地域福祉と関わる分野別・対象者別の福祉計画の上位計画として位置づけられています。

本計画には、社会福祉法第106条の5の規定に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条1項の規定に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」、再犯の防止等の推進に関する法律第8条の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」を包含します。それぞれの計画の目的である重層的支援体制整備事業の適切かつ効果的な実施、権利擁護支援体制の充実、犯罪から立ち直ろうとする方の支援及び地域理解の促進を推進することで、地域福祉計画の目標となる地域共生社会の実現を一体的にめざします。

また、社会福祉法人枚方市社会福祉協議会(以下、「枚方市社会福祉協議会」という)が策定する地域住民の自主的・主体的な地域福祉の推進をめざすための行動計画である「枚方市地域福祉活動計画」と連携し、協働して地域福祉を推進していきます。

「枚方市地域福祉計画」の位置づけのイメージ



6 本計画とSDGsの関係

SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」という理念は、第5次枚方市総合計画の「めざすまちの姿」で掲げている「持続的に発展し、一人ひとりが輝くまち」との親和性が高いことから、本市では、SDGsの各ゴールと総合計画の施策目標を紐づけて、取組を進めています。

本計画においては、SDGsが示す17のゴールのうち、次の7つを主な目標としてSDGs達成に向けた取組を推進していきます。



7 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5年間です。

なお、計画は今後の社会情勢の変化等を考慮し、必要に応じて見直しを行います。

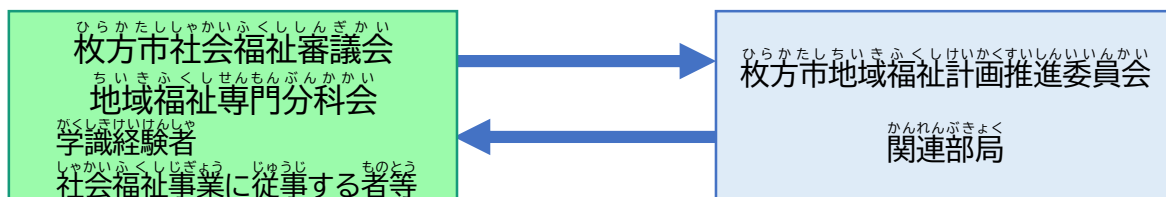
令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
第4期地域福祉計画					第5期地域福祉計画				

8 計画の策定体制

(1) 社会福祉審議会 地域福祉専門分科会による審議

本計画の策定にあたり、「枚方市社会福祉審議会」に対し諮問し、「枚方市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会」にて審議いただきました。

庁内に、「枚方市地域福祉計画推進委員会」を設置して検討を重ねた上で、地域福祉専門分科会に対して、計画策定に必要な調査結果等を提示し、意見をいただきながら策定作業を進めました。



(2) 市民意識調査の実施

市民の生活上の課題や地域での活動、地域福祉に関する市民のみなさまの意識や現状について把握し、枚方市地域福祉計画(第5期)の策定に向けての基礎資料とすることを目的として、市民対象のアンケート調査を実施しました(調査結果は資料編第3章P50~参照)。

(3) 市民意見聴取の実施

枚方市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会での審議過程において、枚方市地域福祉計画(第5期)素案についての市民意見聴取を令和6年12月3日から12月22日まで実施しました。

市ホームページへの掲載や本庁舎・各支所・生涯学習市民センター等への意見箱の設置などにより、5件のご意見をいただきました(聴取結果は資料編第4章P67参照)。

9 計画の推進と進捗管理

(1) 計画の推進体制

地域福祉に関する取組は、地域福祉の主体である住民や地域活動団体、ボランティア、事業者等が、協力し合いながら進められるものです。本計画においても、地域福祉に関わる多様な主体と連携・協力し、基本理念の実現に向けた計画の推進を図ります。

市としても、単に進捗状況の確認を行うにとどまらず、縦割りを解消し、横のつながりを重要視し、情報共有や連携を図り、計画を推進します。

(2) 計画の進捗管理

計画の推進が適切に行われているか、市の関係部局で構成された枚方市地域福祉計画推進委員会を毎年度開催し、確認を行います。当該委員会においては計画の進捗管理を行うとともに、時代により変化する福祉課題等に応じた連携を図るように努めます。

外部の審議・評価体制として枚方市社会福祉審議会の地域福祉専門分科会で、庁内で検討した進捗管理の内容等について審議いただきます。

1 基本理念

基本理念

みんなが、いつまでも安心して
地域で暮らせるように…
支え合える地域を創る

前計画である枚方市地域福祉計画(第4期)においては、生活課題が複雑多様化する中、誰もが住み慣れた地域で安心して幸せに暮らしていくために、地域のつながりを大切にし、地域に住む住民がともに生活課題や地域課題を解決する取組を創ることを基本理念として、計画の推進に努めてきました。

枚方市地域福祉計画(第5期)では、この基本理念を引き継ぎつつ、新型コロナウイルス感染症により希薄化した人と人、人と地域のつながりを再び強く結びつけ、顔の見える関係を構築し、困っていることは個人の問題ではなく地域の課題として解決し、誰もが取り残されることなく支え合い、誰もが安心して暮らしていけるように、具体的な取組を実施していきます。

2 基本理念の実現に向けた考え方

次の考え方に基づき、基本理念の実現に向けた取組を行います。

◇ いつまでも安心して暮らせる地域

生活の中で困りごとが生じた際や、地域で困っている人や世帯を発見した際に、「誰もが身近に相談ができる」体制が整い、複合的な課題についても各相談機関が連携し、支援が行われている地域。

◇ 住民一人ひとりが活躍できる地域

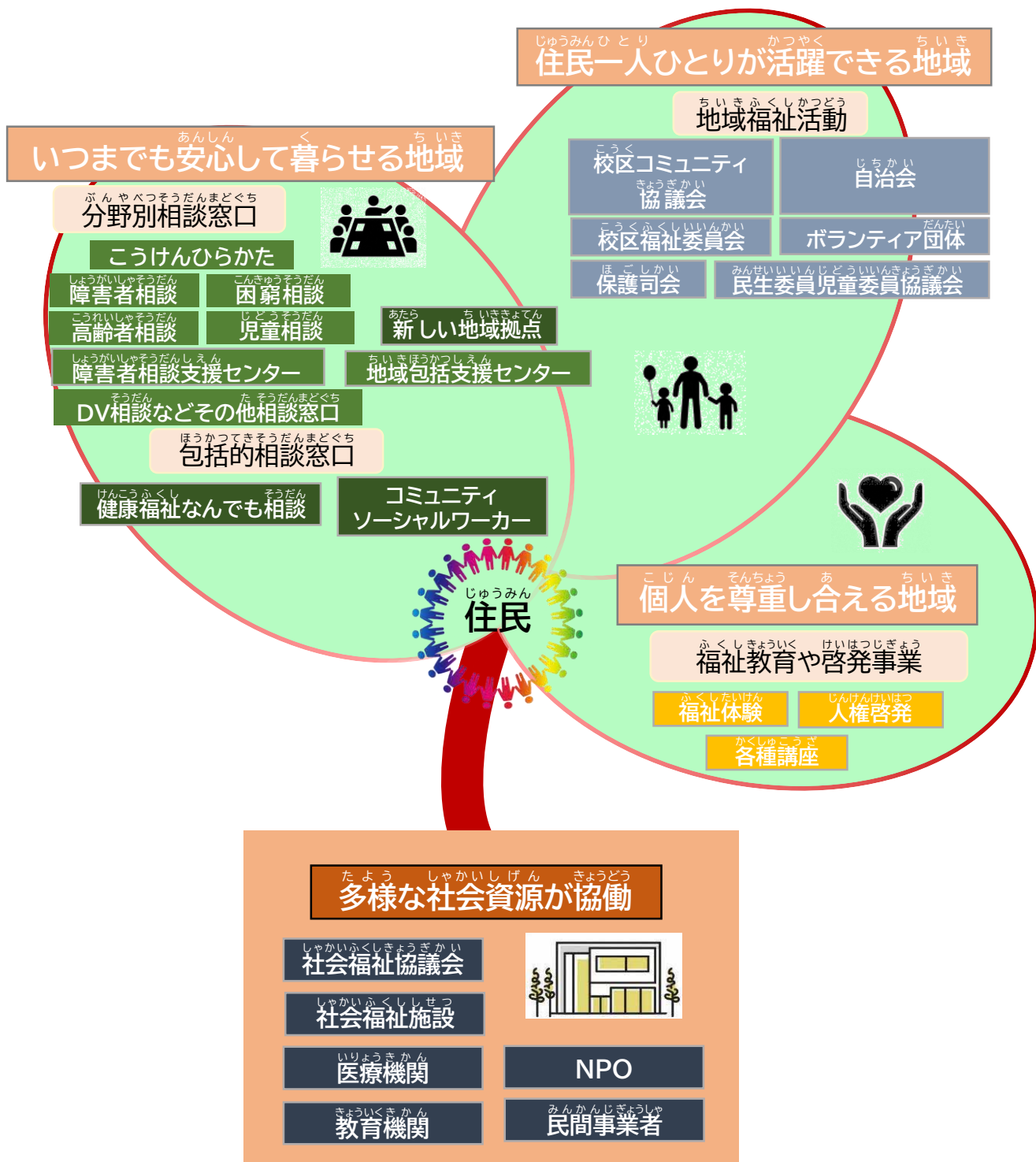
地域をより良くするために誰かがではなく、一人ひとりが主体性を持ち、「自分にできることを地域のためにする」を実現し、地域活動が活発に行われ、持続的に行うことができる地域。

◇ 個人を尊重し合える地域

引きこもり等、社会から孤立している人々を地域福祉活動へつなぐ参加支援や福祉教育を充実させる中で、個性や違いを認め合い、個人を尊重し合える地域。

また、基本理念の実現に向け、地域福祉の主体である住民や行政のみが取り組むのではなく、教育機関や医療機関、社会福祉施設等の地域のあらゆる資源が協力し合いながら、それぞれにできることを実施できる体制が重要となります。

枚方市がめざす地域福祉のイメージ図



3 枚方市の現状と課題

基本理念の実現に向けて、前計画である「枚方市地域福祉計画(第4期)」「枚方市成年後見制度利用促進基本計画」の総括(資料編第1章P29～参照)及び市民意識調査の結果(資料編第3章P50～参照)から、現在の枚方市における取組や地域福祉活動の状況、課題について検証しました。

(1) 包括的相談窓口の充実

【枚方市における現在の取組】

- 令和2年4月から、どこに相談してよいか分からない人や複合的課題を抱える人に向けて、健康・福祉・介護・子育てなどの総合相談窓口「健康福祉なんでも相談」を健康福祉総合相談課に設置しました。
- 令和4年度から重層的支援体制整備事業を開始し、複合的課題を抱えた人・世帯の課題解消に向けて、関係機関が連携する多機関協働による、重層的支援会議等を実施しました。その他、新たに参加支援事業を開始し、課題を抱えた方と地域をつなぐ活動にも注力しています。
- 令和6年4月から、お悩みの解決に役立つ情報を簡単に集めることができるように、市ホームページに「枚方市版 お悩みハンドブック」を公開しました。

【取組の課題】

- コロナ禍により来所できない相談者のニーズを満たすため、一部の相談窓口ではオンラインシテムやSNSを用いた相談を実施しました。一方で、このようなICT機器になじみのない方に対するアウトリーチ等、困った時にいつでも相談ができる機会を設ける必要性が生じています。

【市民意識調査(アンケート)より】

- 虐待やDV、徘徊等を見かけられた時には、市役所等の行政や警察へ連絡をするという意識を持たれている方が多い一方で、福祉的課題については、相談先が分からないという回答が比較的多く、福祉相談窓口を身近に感じてもらえる体制を整える必要があります。
- 包括的相談窓口である「健康福祉なんでも相談」「コミュニティソーシャルワーカー(以下、「CSW」という)」について「知っている」と回答された方は、それぞれ14.2%、6.8%と認知度が非常に低く、これらの相談窓口の周知・啓発を行い、困った時にいつでも相談できる体制を整える必要があります。
- 「相談したい時にあったら便利と思うしくみ」では、幅広い年代から「近くの支所で相談ができる」「市役所や支所よりさらに身近な範囲に相談窓口がある」の回答が多く、また若年層を中心として、「自宅からSNSやLINEなどで相談ができるしくみ」についても多くの回答がありました。本市は広い面積を有しており、より身近な場所で相談ができたり、SNS等のインターネット環境での相談ができる体制を整えたりすることで、幅広い年代から気軽に相談してもらえる環境を整える必要があるという結果となりました。

【健康福祉なんでも相談】

令和2年4月に開設した、健康福祉なんでも相談では、健康・福祉などのお困りごとを丁寧に聴き、制度やサービスの紹介など、解決に向けた相談に応じます。必要の際は、職員が関係部署等に案内するため、どこに相談したらよいか分からない場合でも、気軽にご相談いただけます。



(2) 地域で活躍する人材の確保

【枚方市における現在の取組】

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、地域活動のほとんどが活動を自粛した状態となりました。活動が感染症の収束とともに再開される中で、校区福祉活動や自主防災訓練への参加者も増えてきています。
- コロナ禍でも地域でのつながりを継続するため、見守り訪問時に地域の広報紙を添えるなど地域ごとで工夫を凝らした活動が実施されました。

【取組の課題】

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、地域活動の自粛や福祉施設でのボランティアの受け入れがなくなったことで、地域活動への参加者、担い手の双方の地域離れや、活動の空洞化、人と人とのつながりの希薄化が進行しました。

【市民意識調査(アンケート)より】

- 校区コミュニティ協議会活動や子どもへの支援活動などに「機会があれば参加したい」と約20%の人が回答するなど、地域活動の担い手となる活動希望者が一定おられることが分かりました。
- 「地域活動やボランティア活動の担い手不足の原因について」では、「仕事と両立できない」が56.4%と高く、また、「どのような活動があるか、情報が足りない」が34.2%、参加する方法がわからない」が22.3%となっており、それぞれ「枚方市地域福祉計画(第4期)」策定時のアンケートより10ポイント以上高い回答となりました。
- 「地域活動やボランティア活動に参加する人を増やすため必要だと思うこと」では、「気軽に体験や参加ができる場を設ける」が31.9%、「気軽に相談できる窓口を設置する」が28.4%となっており、活動内容の周知とともに、地域福祉活動へ関心がある方と地域福祉活動とのコーディネート機能の強化が求められる結果となりました。

【コロナ禍から戻りつつある地域福祉活動】

子育てサロンではコロナ禍ではできなかった、歌遊びや親同士の交流が再開され、親子ともに笑顔いっぱいの活動となっています。



(3) 防災への取組

【枚方市における現在の取組】

- 令和2年度から各校区や自治会での地区防災計画の策定に向けた支援を開始しました。地区防災計画は、全体版(地域提案型)とテーマ特化型の2種類に分けて策定を支援しています。全体版(地域提案型)は地域の特性に応じて校区や自治会がまち歩き等を実施のうえ、災害課題や対応策を自由に策定し、テーマ特化型は自治会館の避難所利用や広域避難に関する内容などについて策定しています。令和6年6月現在、23校区と31自治会が計画を策定しています。
- 枚方市は、災害時に備え市民や協定締結先、行政が参加し、それぞれの役割分担や適切な対応方法を確認し合う総合防災訓練です。この訓練は、相互の連携強化と地域防災力の向上を目的に実施しています。本市災害対策本部訓練のほか、協定締結先による物資輸送・受入れ訓練、校区自主防災組織による避難所開設訓練等も実施しています。
- 従来から作成していた、災害時に支援を要する対象者の申請に基づき登録を行う「災害時要援護者名簿」の登録者情報を、災害対策基本法に基づく「避難行動要支援者名簿」に集約しました。

【取組の課題】

- 避難行動要支援者名簿掲載者の個別避難計画の策定について、令和4年度にモデル事業として実施した自治会での取組を踏まえ、ルール of 整理等を行うとともに、計画策定の推進が必要となっています。
- 地域における災害時要配慮者に対する支援体制の整備が求められています。

【市民意識調査(アンケート)より】

- 「災害時に自力で避難が可能か」について、「要介護・要支援の認定を受けている方」が同居されている世帯では、約50%の方が自力での避難ができないとの回答があり、地域内で災害時の声掛けや手助けなどが必要な結果となりました。一方で、避難行動要支援者への取組を「知っている」との回答は11.9%となっており、さらなる周知が必要な結果となりました。
- 「日ごろから地域の防災訓練等に参加しているか」について、「訓練が行われているかどうかかわからない」が38.4%、「訓練は行われていない」が9.0%となっており、それぞれ前計画である「枚方市地域福祉計画(第4期)」策定に向けたアンケート時の28.6%、4.5%から増加しており、地域防災訓練の周知や、普段参加されていない方への参加促進、防災対応の充実等が必要となっています。



【地区防災計画の策定】

まち歩きや車いす介助を通じて災害課題を考え、災害に備えた地区防災計画を策定しています。

(4) 福祉意識の向上

【枚方市における現在の取組】

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、人権や福祉に関する啓発イベントが中止となりましたが、収束後は、人権文化セミナーやほっこりひらかたなどのイベント、ゲートキーパー研修などを再開し、啓発活動を行いました。
- 令和5年度から枚方市立総合福祉会館デイサービスセンターにおいて、子どもの介護体験事業を開始したほか、介護施設や公立保育所での中学生の職業体験により、子どもに福祉への関心を持ってもらえる取組を実施しました。

【取組の課題】

- セミナー等の啓発活動についても参加者数を増やす取組を行うことで、多くの方に福祉や人権について考える場を提供する必要があります。
- 福祉教育のあり方については、介護体験に限らず、福祉に関する課題を探究する授業など、より効果的な活動を検討する必要があります。

【市民意識調査(アンケート)より】

- 地域で心配な世帯を見かけても、「他人が連絡・相談するべきことではない」と回答された方が一定数おられることから、地域で福祉課題を解決していく意識を醸成する必要があります。
- 再犯防止への協力意向について、「犯罪をした者の立ち直りに協力したいと思う」への回答では「思う」「やや思う」が9.6%となっており、再犯防止に向け地域での犯罪をした者等の理解の促進と孤立の防止に向けた取組が必要となっています。



【こども介護体験】

令和5年度にこども介護体験を枚方市立総合福祉会館デイサービスセンターにて実施しました。実際に働く介護職員の方からレクチャーを受け、車いすやリフトカー、介護食を体験してもらいました。介護の仕事の大切さや僅かな段差でも車いすのバリアとなることを体験の中で感じてもらうことができました。

(5) 権利擁護の取組について

【枚方市における現在の取組】

- 令和3年7月に「ひらかた権利擁護成年後見センター「こうけんひらかた」(以下、「こうけんひらかた」という)」を開設しました。権利擁護に係る相談窓口を集约化・明確化し、市民や支援関係者が安心して相談できる体制を備えた中核機関として、広報活動・相談支援・後見人支援等を実施しています。
- 令和3年4月から成年後見制度利用の阻害要因の1つである金銭負担の軽減を図るため、「成年後見制度利用支援事業」の対象を拡大しました。
- 自らが望む人生の最終段階における医療・ケアについて、本人や家族、医療・介護従事者たちと話し合う人生会議(ACP:アドバンス・ケア・プランニング)の取組を推進し、市民や専門職に向けて講座を開催しました。

【取組の課題】

- 本人の意思決定を尊重することができるよう、エンディングノートや人生会議の普及啓発活動のほか、身寄りのない方の死後事務委任等のニーズが増加しています。
- 権利擁護の取組の一つとして、成年後見制度の利用を必要とする方が、適切に利用してもらえるよう「こうけんひらかた」を中心としたネットワークの強化を図り、本人の意思決定支援に基づく後見人活動ができるよう、後見人のスキルアップが求められています。

【市民意識調査(アンケート)より】

- 「成年後見制度」の認知度(アンケートにより「よく知っている」「少し知っている」「聞いたことがある」と回答された方)が73.4%となっており、制度の認知度は広がってきています。一方、「法定後見制度」「任意後見制度」の認知度は、それぞれ54.2%、48.6%であり、詳しい制度内容についてはまだ理解が進んでおらず、さらなる制度の理解促進が必要な結果となりました。
- 障害のある方がいる世帯では、法定後見制度利用意向が14.6%、任意後見制度利用意向が16.7%と、他世帯と比較し、利用ニーズが高いことが分かりました。必要な方に利用してもらえる成年後見制度となるような取組が必要となっています。

【人生会議の取組】

思わぬ事故や病気により、あなたの思いや考えを伝えられなくなる、そんなことが起こるかもしれません。

枚方市では、もしもに備えて、家族や医療・介護スタッフと話し合う人生会議の取組を推進しており、セミナー等を通じて周知しています。



1 基本方向と施策目標

【基本理念】

【基本方向】

【施策目標】

みんなが、いつまでも安心して地域で暮らせるように…支え合える地域を創る

1. 誰もが暮らしやすい
地域づくり

2. 誰もが活躍できる
地域福祉のネット
ワークづくり

3. 誰もが支え合い尊重
し合える意識づくり

(1) 包括的な相談支援体制の充実

(2) 権利擁護のさらなる推進

(1) 地域で活躍する人が増える環境づくり

(2) 災害時に助け合える取組の強化

(3) 地域活動拠点への支援

(1) 福祉意識の向上

(2) 福祉や地域に関する学びの推進

【具体的な取組】

＜重層的支援体制整備事業実施計画＞

- ◇ ワンストップで受け止める健康福祉相談窓口
- ◇ CSW等によるアウトリーチ支援
- ◇ 多機関協働による支援ネットワーク
- ◇ 参加支援の仕組みづくり

- ◇ 虐待防止 ◇ 人生会議

＜成年後見制度利用促進基本計画＞

- ◇ 成年後見制度の理解促進・担い手育成
- ◇ 権利擁護支援のネットワーク強化
- ◇ 新たな権利擁護支援

＜重層的支援体制整備事業実施計画＞

- ◇ 世代や属性を超えた地域の居場所づくり
- ◇ 地域活動への参加のきっかけづくり
- ◇ 地域活動コーディネート機能強化
- ◇ ボランティアの育成・支援

- ◇ 避難行動要支援者名簿 ◇ 個別避難計画
- ◇ 要配慮者の避難環境整備 ◇ 防災訓練
- ◇ 災害ボランティアセンター

- ◇ 地域活動拠点の整備助成
- ◇ 市内施設の活用
- ◇ 事業者との連携による地域福祉活動の支援

- ◇ 福祉や人権に関する理解促進
- ◇ 事業者等による地域貢献活動
- ◇ 市民向け福祉講座

＜地方再犯防止推進計画＞

- ◇ 就労、住居の確保や福祉サービス等の利用支援
- ◇ 再犯防止への取組支援
- ◇ 地域の理解促進
- ◇ 再犯防止連絡会

- ◇ 福祉施設や交流の場における福祉の学びの推進
- ◇ 学校や地域における福祉の学びの推進



多機関協働による【重層的支援会議】の様子。関係機関が集まり複合的課題を抱える方への支援を考えます。



福祉避難所の訓練の様子。災害時に配慮を要する高齢者や障害者等のための避難所として開設され、パーテーションなどが設置されます。



犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について理解を深め、安全で安心な明るい地域社会を築く【社会を明るくする運動】式典の様子。

2 具体的な取組

枚方市における地域福祉の現状と課題を踏まえ、基本理念の実現に向けて、枚方市地域福祉計画（第5期）の期間において、次の取組を実施します。

基本方向1 誰もが暮らしやすい地域づくり

社会情勢の変化などにより、8050問題やダブルケアなど複雑・複合化している生活課題が生じ、制度の縦割りでは解決できないことも増えています。相談窓口を充実させるとともに、「困ったときは、いつでも相談ができる地域」にすることが、本計画の基本理念「いつまでも安心して地域で暮らせるように」の実現につながるものとして取組を実施します。

施策目標1

包括的な相談支援体制の充実

市民意識調査において、福祉に関する相談場所がわからない方等にたいし、ワンストップで受け止める相談窓口のニーズが高い一方で、CSWや健康福祉なんでも相談は市民認知度が低いため、より一層の窓口の周知を図ります。生活困窮や居住支援などの複合的な課題に対応ができるよう各種機関と地域が連携し、生活課題に対応ができるネットワークを構築した相談窓口体制を整えるように取り組みます。また、コロナ禍で活用が広がったオンラインシステムを用いた新しい地域拠点など、市役所以外の身近な場所での相談体制の整備を検討していきます。

重層的支援体制整備事業実施計画

本市では令和4年度から重層的支援体制整備事業に取り組み、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施してきました。本事業を適切かつ効果的に実施するため、具体的な取組を定め、より一層の事業の推進を図ります。

具体的な取組	説明
ワンストップで受け止める "健康福祉なんでも相談"の周知	「困っているけど、どこに相談してよいか分からない」「複合的な課題がある」など高齢・障害・子どもなど分野別の窓口で声が届けられない方に向けて、ワンストップで相談を受け止める「健康福祉なんでも相談」を市民や関係機関に広く周知するとともに、相談内容に応じた適切な機関を案内し、必要時は多機関協働により課題解決を図ります。また、CSWにおいては、研修を通じてスキルを向上させるとともに、増員の検討を行うほか、相談窓口職員においても、国・府が実施する研修等に積極的に参加することでスキルアップや知識の向上を図ります。
CSW等による アウトリーチ支援強化	CSWによる関係機関や地域との連携を日頃から充実させることにより、「助けが必要だが声をあげられない方」の情報を得て、積極的にアウトリーチ支援を強化します。また、広報や啓発活動を通じて、身近に相談できる機関としての周知を図ります。
複雑化・複合化した課題に 対応できる多機関協働による 支援ネットワークの充実	個々の分野のみでは解決が難しい課題について、各分野の相談職員等による「重層的支援会議」を開催し、具体的な解決策や役割分担等を考え、多機関による支援を通じて課題解決を図ります。
社会とのつながりを作る 参加支援の仕組みづくり	居場所やネットワークを生かして、ひきこもりや障害、ひとり暮らし等の方が地域社会とつながることができる仕組みづくりを進めます。



どこに相談したらいいのかな…

【重層的支援体制整備事業イメージ図】

包括的相談支援

健康・福祉に関するあらゆる相談を一旦、受け止め、関係機関と連携して課題解決に向けて支援する

健康福祉
なんでも相談

CSW

分野別
相談窓口



連携

一つの相談機関では
課題解決が難しいもの

多機関協働

包括的相談支援事業で解決できない複合的課題の支援方針や各機関の役割を確認し、多機関協働による課題解決を図る

重層的支援会議・支援会議

月1回の定例会議のほか
必要に応じて開催

子ども

CSW
(重層担当リーダー)

健康福祉総合相談課

困窮

関係課

構成員・各分野の相談員等

障害

高齢

連携

連携

アウトリーチ等継続支援

ひきこもりの状態にあるなど、課題がありながら自ら支援を求めることが難しい方等、支援ニーズを抱える人や世帯に対して積極的に働きかけ、寄り添った伴走型支援を実施



参加支援

居場所がない・制度の狭間にある方等が社会とつながりをもてる参加活動の場を支援

- ・就労準備
- ・居場所づくり





▲地域のサロン活動へ参加し、CSWの広報をする様子。

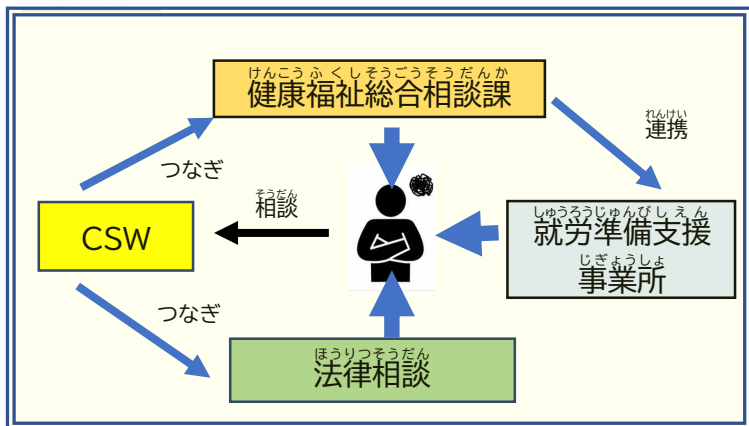
【コミュニティソーシャルワーカー（CSW）】

CSWは福祉のなんでも相談員として、障害者・高齢者・ひとり親など対象や課題に関わらず、相談に応じています。伴走型支援として、一緒に課題整理を行い、解決のきっかけを見付けたり、適切なサービスや支援機関につないだりする「橋渡し役」を担っています。その他、住民主体などで行われているサロン活動等の立ち上げやサポートの相談にも対応しています。

【事例紹介】 Aさん(30代)男性



大学を中退した後、引きこもり状態となり、母親と2人で生活をしていた。数年前に母が体調を崩し、Aさんが介護を行っていたが、母が他界した。母の他界後は、自身の貯金で生活をしていたが、まもなく底をつきそうであり、働きたいが、就労経験がほとんどなく、何から行動して良いかわからない。何とか、解決をしたい。

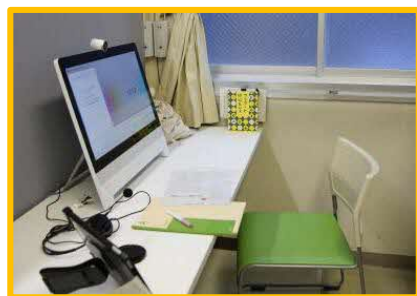


- ①就労に向けて、本人が就労準備支援事業所を利用したいとの申し出がCSWにあったため、所管課の健康福祉総合相談課へつなぎ、利用に向け調整
- ②相続問題の解決に向け、法律相談を調整し、面談に同席

【新しい地域拠点の基本的な考え方】

「新しい地域拠点」とは、社会のデジタル化が急速に進み、行政においてもマイナンバーカードを活用した電子申請化が進むなど、将来的には市窓口に来なくとも行政サービスが受けられるようになることが想定されます。一方、ICT機器等にはなじめないものの、市庁舎窓口まで行かずに身近な公共施設等において様々な行政サービスや相談支援を受けたいといった、社会構造の変化が著しい時代ならではのニーズに対応するため、デジタル技術を活用し、市庁舎とオンラインでつながる遠隔相談等を公共施設等において実施することで、実効性の高い包括的な相談・支援サービスを提供し、誰ひとり取り残されない相談・支援の実現をめざすことを目的とし、設置するものです。

なお、「新しい地域拠点」の整備にあたっては、地域の実情や必要性等を鑑みるとともに、「枚方市駅市民窓口センター」での実績や課題等の検証を踏まえ、「行財政改革プラン2024」に書かれた取組である「新しい地域拠点の構築」に基づき進めるものとします。



【遠隔PCを用いた取組】

北部支所において遠隔PCを用いて市役所の各課相談窓口と相談ができる運用を実施しました。



認知症や知的障害その他の精神上的の障害等により判断能力が不十分な方は、虐待等の重大な権利侵害を受けていても、声を相談機関等へ届けることができない場合があります。虐待防止に向けた周知・支援や、成年後見制度の利用を必要とする方が制度につながるよう、制度周知や支援ネットワークを構築する権利擁護の取組を進め、誰もが安心して暮らせる体制を整えます。また、本人の意思や考えに基づいた最期を迎えられるよう「もしもに備えた」取組の周知や利用を促進します。

具体的な取組	説明
虐待等に対する 権利擁護 のための制度の周知と連携支援	高齢者・障害者・児童虐待やいじめ防止に向けた啓発を行うとともに、各種相談窓口や役割について周知を行います。また、虐待の予兆等を見逃さず、未然防止・早期発見ができるように、支援関係者と連携した支援を行います。
個人の意思を尊重 した活動の推進	思わぬ事故や病気などによる「もしもへの備え」として、個人の意思を尊重した医療や介護等が受けられるように、「エンディングノート」や「人生会議(ACP:アドバンス・ケア・プランニング)」の活動等を啓発し、推進します。

成年後見制度利用促進基本計画

【計画策定の趣旨】

平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、同法律に基づき、平成29年3月には「成年後見制度利用促進基本計画(以下、「国の基本計画」という)」が、令和4年3月には第二期国の基本計画が閣議決定されました。

第二期国の基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けたうえで、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実など、成年後見制度利用促進の取組をさらに進めることとしています。

本市では、第一期国の基本計画を勘案し、令和3年度から令和6年度の4年間で計画期間として、「枚方市成年後見制度利用促進基本計画(第1期)」を策定しました。今後、第二期国の基本計画に基づき、地域福祉の推進、権利擁護支援体制の充実による「地域共生社会の実現」をめざす必要があります。

【枚方市における取組】

「枚方市成年後見制度利用促進基本計画(第1期)」では、「権利と利益を守り、誰もが安心して自分らしく暮らせるまち」を基本理念とし、基本理念の実現に向けた、3つの基本目標を立て、制度の理解促進や地域連携ネットワークの構築などに取り組みました。また、計画に基づく取組として、地域連携ネットワークの要となる中核機関「こうけんひらかた」を設置しました。

第二期においては、本地域福祉計画の基本理念「みんなが、いつまでも安心して地域で暮らせるように…支え合える地域を創る」を基に、法定後見制度だけではなく任意後見制度を含めた成年後見制度の理解促進、地域連携ネットワークのさらなる強化、成年後見制度の担い手支援、新たな権利擁護支援制度の構築を4つの柱として、権利擁護のさらなる推進を図ります。

くたいき とりくみ 具体的な取組	せつめい 説明
せいねんこうけんせいど にんちど りかいど 成年後見制度の認知度・理解度 こうじょう てきせつ せいど りよう そくしん 向上と適切な制度利用促進	しみん しえんかんけいしゃ たい けんりようご とりくみ せいど しゅうち せいねんこうけんせいど ほうていこうけんせいど 市民や支援関係者に対し権利擁護の取組や制度を周知し、成年後見制度(法定後見制 ど にんいこうけんせいど りかい そくしん はか とう 度・任意後見制度)についてのさらなる理解の促進を図ります。「こうけんひらかた」等 きょうりよく せいねんこうけんせいど ほんにん いし けつてい そんちよう そうだんしえんたいせい と協力し、成年後見制度だけでなく、本人の意思決定を尊重できる相談支援体制の充 うじつ はか せいど ひつよう かた りよう しちようもうした てきせつ じつし 実を図ります。また、制度を必要とする方が利用できるよう市長申立ての適切な実施 もうした ひよう じょせい こうけんにん ほうしゅうじょせい けいぞく おこな や、申立て費用の助成と後見人への報酬助成を継続して行います。
けんり ようご しえん ちいき れんけい 権利擁護支援の地域連携 きょうか ネットワークの強化	べんごしかい ちいきほうかつしえん とう そうだんまどぐち みんせいいいん じどう いいん とう ちいき じゅうみん 弁護士会や地域包括支援センター等の相談窓口、民生委員・児童委員等の地域住民に ちいきれんけい きょうか ちいきしゃかい さんか ふく けんとう しえん き よる地域連携ネットワークを強化し、地域社会への参加を含めて検討ができる支援機 のう じゅうじつ はか 能の充実を図ります。
せいねんこうけんせいど にな て かくほ 成年後見制度の担い手確保と いくせい しえん 育成・支援	せいねんこうけんせいど にな て かくほ ひ つづ しみんこうけんにん ようせい おこな 成年後見制度の担い手を確保するため、引き続き市民後見人の養成を行います。ま しみんこうけんにん しんぞくこうけんにん せんもんしよくこうけんにんあよ ほうじんこうけん そうだんたいおう れんけい つう た、市民後見人、親族後見人、専門職後見人及び法人後見からの相談対応や連携を通 いし けつてい しえん もと こうけん じむ おこな じ、意思決定支援に基づく後見事務が行われるよう周知するとともに、不正防止や本 にん そんちよう しえん けんしゅうかい かいさい じょうほうていきよう おこな 人を尊重した支援となるよう、研修会の開催や情報提供などを行います。
みよ こうれいしゃ たい 身寄りのない高齢者に対する あら けんり ようご しえん せいど 新たな権利擁護支援制度の こうちく 構築	みよ たんしんこうれいしゃ みんかんしじぎょうしゃ ていきよう にちじょうせいかつしえん しご じむ しえん とう 身寄りのない単身高齢者で、民間事業者が提供する日常生活支援、死後事務支援等 のサービスを利用することが困難場合に、十分な資力がなくても利用できるよう、 けいやく もと あら しえんせいど こうちく はか 契約に基づく新たな支援制度の構築を図ります。

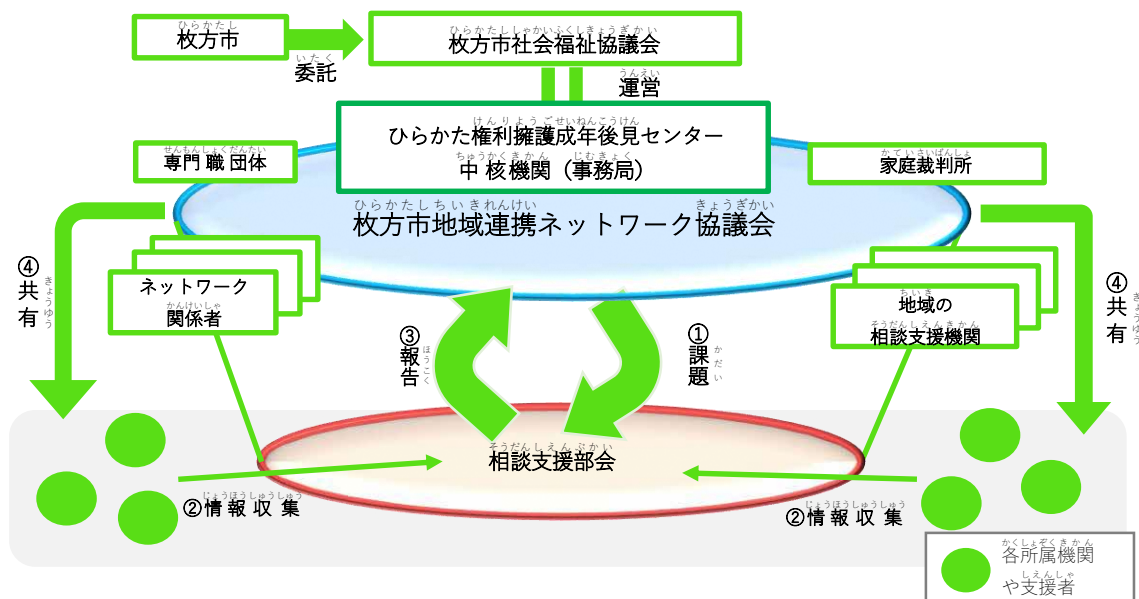
【ひらかた権利擁護成年後見センター「こうけんひらかた」】

「こうけんひらかた」には、「広報啓発」「相談支援」「後見人支援」「地域でのネットワークづくり」の4つの機能があります。

成年後見制度の理解を深める講演会や支援者向け研修会を開催したり、成年後見制度をはじめとする権利擁護支援が必要である人に対して、相談対応を行ったりしています。また、相談内容によって弁護士会や司法書士会、社会福祉士会、地域の関係機関等と連携し、本人が安心して生活できるよう支援しています。



【図】枚方市地域連携ネットワーク協議会のイメージ図



枚方市地域連携ネットワーク協議会

法律・福祉の専門職団体や市内の関係機関が、地域で支援を必要とする人を早期に発見し、適切な支援につなげていけるように、令和3年11月に「枚方市地域連携ネットワーク協議会」という合議体を設置し、連携体制の強化や、協力できる体制づくりを進めています。

取組内容

- 権利擁護支援に関する施策の情報交換
- 異なる各団体の役割を理解し連携体制を強化
- 各団体で考えている権利擁護に関する課題や枚方市全体における権利擁護支援に関する課題の提起・検討

構成団体・機関名

- ・大阪弁護士会
- ・大阪司法書士会
- ・公益社団法人 大阪社会福祉士会
- ・大阪府行政書士会
- ・枚方市地域包括支援センター
- ・枚方市介護支援専門員連絡協議会
- ・枚方市基幹相談支援センター（障害者相談支援センター）
- ・枚方市民生委員児童委員協議会
- ・枚方市コミュニティ連絡協議会
- ・枚方市医師会
- ・枚方信用金庫
- ・日本郵便株式会社
- ・その他学識経験者

相談支援部会

「枚方市地域連携ネットワーク協議会」の構成団体の中から、日々相談支援に携わる職員が集まり、チーム支援を円滑に行える環境づくりや権利擁護に関わる支援方法について協議しています。

取組内容

- 協議会で提起された課題についての検討や意見交換
- 部会委員が収集した情報をもとに、実際にどのような支援体制があれば権利擁護支援をより円滑に行うことができるかの検討



基本方向2 誰もが活躍できる地域福祉のネットワークづくり

「地域福祉の主体」である住民一人ひとりが、主体的に活動ができるように取組を行います。また、地域活動への関心をもってもらうとともに、地域活動をされている個人や団体がつながるネットワークを構築することで、「共に支え合う地域」づくりの実現をめざします。

施策目標1

地域で活躍する人が増える環境づくり

少子高齢化や雇用定年の延長による地域への馴染みの低下、新型コロナウイルス感染症によるつながりの希薄化により、地域住民の地域活動への参加機会が減少しています。市民意識調査でも、「活動へ参加したいが、活動を知らない・参加方法がわからない」という意見が多かったことから、新たに地域活動への参加を呼びかけるとともに、人と活動を結びつけるコーディネート機能を充実するなど、地域で活躍する人が増える環境づくりに取り組みます。また、誰もが参加できる地域の居場所を構築します。

重層的支援体制整備事業実施計画

具体的な取組	説明
世代や属性を超えた 地域の居場所づくりの充実	高齢者や子育て中の方、子どもの居場所を地域の中で増やし、地域で顔の見える関係性を構築します。また、住民主体による、世代や属性にとらわれない、誰もが気軽に集い、つながりを構築できる地域の居場所を拡充します。
地域活動への参加の きっかけづくり	市民一人ひとりに、地域活動を知ってもらい、参加したいと思ってもらえるよう、地域活動の広報などのサポートを行うほか、地域の福祉活動への理解を深めるためにセミナー等を開催します。
CSWによる地域活動のコーディネート機能強化	CSWがコーディネーターとなり、住民が主体となる地域活動の充実に図ります。
地域活動を進め、支える ボランティアの育成・支援	ボランティアセンター等と連携し、地域活動の担い手として活動できる人材育成及び活動支援を推進します。



【カフェ型サロンの取組】

地域に住む住民が気軽に参加できる地域の居場所です。コーヒーなどを飲みながら、集まった人同士で自由に語り合っています。

参加者からは「毎回、お友達と来ることが楽しみの1つです」といった声が聞かれました。

【写真】招提校区：だれでもカフェ



地域で信頼されることが
やりがいに

枚方市民生委員児童委員協議会
副会長 室田 博子さん
民生委員・児童委員歴：20年

民生委員・児童委員になられたきっかけは？

義母が民生委員をしていたことと、地域のボランティア活動をしていたこともあり、前任の方から声を掛けていただきました。人とお話しするのが好きでし、あまり深く考えずに引き受けました。民生委員として行事や会議に出かけることもありましたが、夫の理解もあり、活動しやすかったです。

民生委員・児童委員としての活動を教えてください

地域の方の見守りのため訪問して様子を尋ねたり、相談を受けた時は行政や関係機関へつなぐ橋渡し役となったりしています。活動の際は、民生委員として構えるのではなく、一人の住民として自然体でいるように心がけています。また、会議への出席のほか、校区福祉委員として“いきいきサロン”や“元気づくり・地域づくりプロジェクト”の活動の企画・運営をしています。地域で心配な人がいると、以前は民生委員が自ら対応しないといけませんでした。今は、地域包括支援センターやCSWと一緒に動いてくださるので、とても心強いです。

民生委員・児童委員の活動でのやりがいは何ですか？

大変なこともありましたが、地域の方から感謝の言葉を掛けてもらうと、やりがいを感じます。地震が起きた時、担当地域の高齢者などのお宅へ様子をうかがったところ、「室田さんの顔を見たら、ほっとしたわ～」と言ってもらえ、民生委員をやっている良かったと思えました。登下校の見守りをしていた時も、当時小学5年生の男の子から「来年もしてくれる？」と声を掛けてもらい、とても嬉しかったのを覚えています。そういった積み重ねが、長く続けてこられた理由だと思えます。

最初は戸惑うこともあるかもしれませんが、長く続けていくと、地域の方からも信頼されるようになり、民生委員をやっている良かったと思えるようになります。民生委員同士の交流も楽しいですよ。

民生委員・児童委員活動のDX化も進めています



民生委員・児童委員活動の負担軽減のため、会議資料の確認や事務局等への問い合わせ、活動報告をインターネットからでもできるように「民生委員なんでもサイト」を作成する取り組みを行っています。

【写真】校区委員長会で民生委員なんでもサイトのレクチャーをしています



地域には、高齢者や障害者など、災害が起こった際の避難行動や避難生活において配慮が必要となる要配慮者がいます。東日本大震災では、犠牲者の過半数を高齢者が占め、また、障害者の犠牲者の割合も、被災住民全体と比較して2倍程度であったといわれています。要配慮者は、直接の被害だけでなく、生活環境が十分に整備されていない避難所で長く生活することを余儀なくされた結果として、健康を害するケースも多く見られるなど、災害による影響を強く受けることがあります。

災害時における要配慮者の安全確保に向け、行政だけでなく、地域の自主防災組織や民生委員・児童委員等との連携を深め、協力しながら支援体制の強化を図ります。

具体的な取組	説明
「避難行動要支援者名簿」の更新・配付	市において、要配慮者のうち、災害対策基本法に基づく一定の要件を満たす方を掲載した「避難行動要支援者名簿」を作成しており、定期的に名簿情報を更新するとともに、避難支援等関係者に対する情報提供の可否について、避難行動要支援者への意思確認を行ったうえで、適切な名簿の配付を行います。
「避難行動要支援者名簿」を活用した有効な避難支援や安否確認の手法の検討・整理	避難支援等関係者による、名簿を活用した有効的な避難支援や安否確認を行うための手法について、検討・整理します。
「個別避難計画」作成の推進	要配慮者の避難に必要な情報を記載する「個別避難計画」について、地域による地区防災計画と連携した作成を継続するほか、福祉専門職や要配慮者本人による作成などの取組を検討します。
要配慮者の避難環境の整備	災害時においても要配慮者が避難生活を円滑におくことができるよう、第1次避難所における「要配慮者スペース」の整備や、福祉避難所の拡充等に努めます。
地域の防災訓練への積極的な参加の呼びかけ	「自分の命を守る」ためだけでなく、「誰かの命を助ける」ための共助の防災意識を高めることを目的に、若い世代を中心に地域の防災訓練への参加を呼びかける効果的な情報発信を行います。
企業や団体と連携した災害ボランティアセンターの運営	災害時において必要不可欠である、人材・物資・避難場所の安定的な確保に向けて、様々な分野の企業やNPOと協定を締結し、災害ボランティアセンターの円滑な運営につなげていきます。



【福祉避難所への移送訓練】

本市と協定を締結している一般社団法人大阪タクシー協会の支援を受け、総合防災訓練において、一般避難所から福祉避難所への要配慮者の移送を想定した訓練を実施しました。



地域活動を行う上では、ソフトである活躍する「人」とともに、ハードである活動の「場」が確保されていることが重要となります。

地域活動拠点への支援にあたり、自治会館の建設費用の助成の他、市の所管する施設の活用に向けて、貸室や空きスペースについての情報発信や福祉事業者等と連携した拠点の支援に取り組めます。

具体的な取組	説明
地域の活動拠点の整備等への助成	地域活動を行う上で必要となるハードの充実のため、重要な拠点となる自治会館等の整備などの助成を行います。
市内施設の活用	市内老人福祉センター等の市保有施設における貸室や空きスペースなどの情報を発信し、地域活動の場として活用できるように支援します。
事業者との連携による地域福祉活動の支援	事業者等と連携し、地域にある施設の地域交流スペース等を地域活動の拠点として活用するなど、地域と事業者とのつながりを強化します。



【総合福祉センターの空きスペースでの取組】

総合福祉センターでは旧売店スペースを活用し、障害福祉サービス事業所による、パン販売を週2回行っています。センターの利用者からも好評で、美味しいパンを求めて賑わっています。障害者の生産活動を知ることができるのと同時に、地域の人と定期的に交流できる場となっています。【写真左】

【総合福祉会館(ラポールひらかた)での地域福祉活動】

民生委員・児童委員が主催する子育てサロン“ゆりかご”はラポールひらかたで開催されています。いつも多くの親子連れが参加されており、親同士で情報交換をされたり、民生委員・児童委員に子育て相談をされたりする姿もみられました。【写真右】

ラポールひらかたでは、オレンジカフェなども開催されており、多くの地域福祉活動が実施されています。



基本方向3 誰もが支え合い尊重し合える意識づくり

地域では、様々な人が生活しています。誰もが、住み慣れた地域で暮らし続けていくには、お互いの違いや個性を尊重し合うことが大切です。

誰もが支え合い、尊重し合える意識を根付かせるため、世代を超えた福祉に関する教育に取り組んでいきます。

施策目標1



福祉意識の向上

地域共生社会の実現に向けて、地域で暮らす誰もが支え合い、尊重しながら生活していくために、地域に住む人々の個性や多様性を認め合うことが必要となります。すべての人が、お互いの人権を尊重し合える、福祉意識の向上をめざして、理解を深められるよう啓発や情報発信を行います。

具体的な取組	説明
福祉や人権に関する理解促進 に向けた啓発・情報発信	障害者差別解消法の施行による合理的配慮の取組を推進するとともに、認知症、こころの病の方、外国人、性的マイノリティなどに対する正しい理解促進に向けた講座やイベントを開催し、人権尊重に基づく福祉意識の向上を図ります。
事業者等による地域貢献活動 の充実	社会福祉法人による地域貢献活動や民間企業におけるCSR活動を広く周知することなどにより充実を図り、地域とのつながり等を促進します。また、市内大学生の地域ボランティア活動への参加を推進します。
市民に向けた福祉講座の充実	市職員が地域に伺い、市の活動等をお話する「なんでも、どこでも出前塾」において、人権・福祉・防災等に関する講座を充実すること等により福祉意識の向上に努めます。

【社会福祉法人による様々な地域貢献活動】

枚方市内の社会福祉法人が連携して福祉課題解決に向けた取組を行う「枚方市社会福祉施設地域貢献連絡会」が主催する、「福祉なんでも出張相談会」が市内の商業施設2カ所で年に2回開催されています。相談会では、CSWと各施設の専門職が幅広い相談に応じています。「枚方市社会福祉施設地域貢献連絡会」では、市民や施設職員を対象とした研修会等も実施されています。

その他、社会福祉法人の地域貢献活動として生活困窮者レスキュー事業等、地域の福祉ニーズに応じた活動を実施されています。



地方再犯防止推進計画

【計画策定の趣旨】

平成28年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」において、再犯の防止等に関する施策を実施する責務が、国だけではなく地方公共団体にもあることが明記されたことから、都道府県及び市町村は「地方再犯防止推進計画」を策定する努力義務があります。

また、令和5年3月に閣議決定した「第二次再犯防止推進計画」では、市町村は保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする、犯罪をした者等（犯罪をした者、非行少年及び非行少年であった者）が、地域住民の一員として地域で安定して生活できるよう、適切にサービスを提供するよう努めるとともに、立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくりを促進するよう示されています。

【再犯防止における現状と課題】

国の刑法犯検挙者数は年々減少してきていますが、再犯者率（刑法犯検挙者数に占める再犯者の割合）は令和5年で47.0%と高い割合となっています。

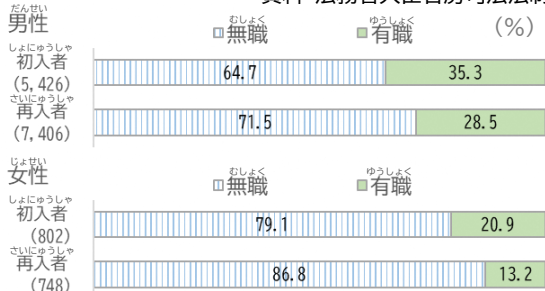
犯罪をした者等も、刑期が終われば施設を出て地域社会で暮らしていきます。犯罪をした者等の中には、貧困や疾病、厳しい生育環境、薬物依存、障害等、様々な生きづらさを抱えていることもあり、そういった事情を抱えた方々は、出所後も、不安定な就労・住居状況に陥ることが多くなりがちですが、保健医療・福祉的支援が必要でも周囲に助けを求めることができず、社会的に孤立し、結果、再犯率が高い傾向にあります。そのため、再犯を防止するには、刑事施設等の支援だけでなく、地域に暮らす一人の住民として行政等の個別相談支援や地域で支援していくことが必要です。

しかし、市民アンケートにおける、犯罪をした者等の立ち直りへの協力意向は、「あまり思わない」「思わない」が55.1%、「わからない」が31.6%となっており、立ち直りに向けた地域の理解や周知が必要となっています。

本計画では、犯罪から立ち直ろうとする方が社会復帰し、再び犯罪に手を染めることがないように、就労・住居の確保などの個別支援とともに、地域の理解促進を図る具体的な取組を定め、地域共生社会の実現とともに、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現をめざします。

入所受刑者の就労状況別構成比(令和4年)

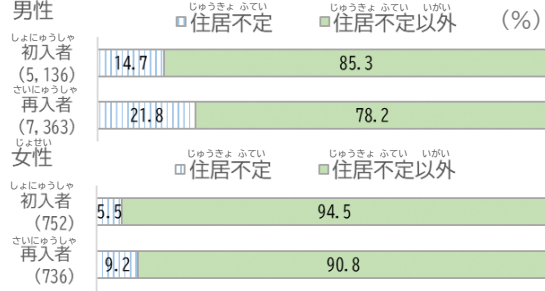
資料：法務省大臣官房司法法制部



- 注 1 犯行時の就労状況による。
2 「無職」は定収入のある無職者を含む。
3 学生・生徒、家事従事者及び就労状況が不詳の者を除く。
4 () 内は実人員である。

入所受刑者の住居状況別構成比(令和4年)

資料：法務省大臣官房司法法制部



- 注 1 犯行時の住居状況による。
2 来日外国人及び居住状況が不詳の者を除く。
3 () 内は実人員である。

くたいき とりくみ 具体的な取組	せつめい 説明
しゅうろう じゅうきょ かくほ てきせつ 就労・住居の確保や適切な ほけん いりよう ふくし 保健医療・福祉サービス りよう む しえん の利用に向けた支援	あんてい せいかつ おく ひつよう しゅうろうさき じゅうきょ かくほ ほけんいりよう ふくし 安定した生活を送るために必要となる、就労先・住居の確保、保健医療や福祉 かん てきせつ りよう む そうだんまどぐちとう はんざい もの に関する適切なサービスの利用に向けて、相談窓口等において犯罪をした者 とう はんざい もの ひこうしょうねん およ ひこうしょうねん もの たい ばんそうがた しえん 等(犯罪をした者、非行少年及び非行少年であった者)に対して伴走型支援を おこな 行います。
ほ ご し とう 保護司等 による再犯防止への とりくみ しえん 取組の支援	はんざい ものとう た なお ちいき ささ ほ ご し こうせい ほご かんけいしゃ かつ 犯罪をした者等の立ち直りを地域で支える保護司など、更生保護関係者の活 どう しえん こうせい ほご かつどう きょてん こうせい ほご 動を支援します。更生保護活動の拠点である、更生保護サポートセンターへの うんえいほじょ けいぞく おこな ちいき きょういく ぼうはん しゃかい ふくし かんけい きかん れんけい はん 運営補助を継続して行い、地域の教育・防犯・社会福祉関係機関との連携や犯 ざい ひこう そうだん かつどう しえん 罪・非行相談の活動を支援します。
しゃかい あか うんどう すいしん 社会を明るくする運動 の推進 ちいき りかい そくしん と地域の理解促進	こくみん はんざい ひこう ぼうし はんざい ものとう こうせい りかい すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について理解を ふか たちば ちから あ あんぜん あんしん あか ちいき しゃかい 深め、それぞれの立場において力を合わせ、安全で安心な明るい地域社会を きず しゃかい あか うんどう しなひ しせつ 築く「社会を明るくする運動」について、市内施設でのポスター・チラシ配布等 こうほうかつどう おこな ちいき りかい そくしん はか による広報活動などを行い、地域の理解促進を図ります。
さいはん ぼうし れんらくかい た あ 再犯防止連絡会 の立ち上げ けんとう の検討	けいさつしょ ほご かんさつじょ ほ ご し かいとう こうせい ほご かんけいしゃ し かんけい ぶしょ れんけい 警察署、保護観察所、保護司会等の更生保護関係者、市の関係部署との連携 きょうか はか しょうほうきょうゆう いけん こうかん かだい けんとう おこな れんらくかい た あ 強化を図るため、情報共有や意見交換、課題の検討を行う連絡会の立ち上げ けんとう を検討します。

こうせい ほ ご かか だんたいとう 更生保護に関わる団体等

ほ ご し かい 保護司会

保護司は、犯罪をした者等の立ち直りを地域で支えるボランティアです。
はんざい ものとう ていきてき めんせつ おこな じょうばん しゅうろう てだす はんざいよ ぼうかつ
犯罪をした者等と定期的な面接を行い、助言や就労の手助け、犯罪予防活
どうとう おこな ほう むだいいじん いしよく にんき ねん むきゅう
動等を行います。法務大臣が委嘱し、任期は1期2年で無給です。

こうせい ほ ご 更生保護 じょせい かい 女性会

地域の犯罪の予防活動と犯罪をした者等の更生支援活動を行うボランティ
ちいき はんざい よぼうかつどう はんざい ものとう こうせいし えんかつどう おこな
ア団体です。子育て支援地域活動や保護観察対象者の社会参加活動への協
だんたい こそだ し えん ちいき かつどう ほ ご かんさつたいしゅうしゃ しゃかいさん かつどう きょう
力、更生保護施設・矯正施設の訪問等の活動をしています。
りよく こうせい ほ ご しせつ きょうせいしせつ ほうもんとう かつどう

きょうりよく こようめし かい 協力雇用主会

協力雇用主は、保護観察対象者等を積極的に雇用する民間の事業主です。
きょうりよく こようめし ほ ご かんさつたいしゅうしゃとう せつきよくてき こよう みんかん じぎょうめし
ひらかた かたの ちく いじょう じぎょうしゃ しょぞく
枚方・交野地区では、60以上の事業者が所属しています。

BBS かい 会

「Big Brothers and Sisters Movement」の略で「兄」や「姉」のような
みぢか そんざい しょうねん かつどう なや そう
身近な存在として、少年たちとレクリエーション活動をしたり、悩みの相
だん の おな め せん たか せつ しょうねん すこ せいちょう
談に乗ったりするなど、同じ目線の高さで接し、少年たちが健やかに成長
するのための支援をするボランティア団体です。
し えん だんたい

ほ ご かんさつじょ 保護観察所

はんざい ものとう こうせい しどう し えん おこな きかん ち ほうさいばんしよ
犯罪をした者等が更生できるよう指導と支援を行う機関で、地方裁判所の
しよかつくいき せうち
所轄区域ごとに設置されています。



こころの居場所
になれるように

ひらかた かたのち く ほごしかい
枚方・交野地区保護司会
ふくかいちよう たかはし せつこ
副会長 高橋 節子さん
ほごし れき ねん
保護司歴：27年

保護司になられたきっかけは？

わしちち ながねん ほごし
私の父も長年保護司をしており、幼少期から父の保護司としての活動を見てきました。父が体調不良になり、当時の保護司の方からお声掛けいただきました。「果たして自分に務まるのだろうか」との不安もありましたが、人と関わることが好きだったので、お引き受けしました。

保護司としての活動を教えてください

ほごし ねん
保護司になって27年。20年以上前は対象者が多く、常に10人程の保護観察対象者を担当させていたのですが、その後、犯罪数も減少し、今は数人の方との面談を毎月続けています。また、引受人となるご家族とも生活環境の調整をし、更生を図るための指導や支援の話し合いを重ねています。枚方・交野地区保護司会の毎月の定例会をはじめ、研修会や機関との会議、所属する“社会を明るくする運動”の部会にも積極的に参加しています。

面接時に大切にしていることはありますか

めんせつ おこころ
面接では怒らないように心がけています。怒られると人間、へこんだり、嫌な気持ちになるじゃないですか。対象者を迎え入れ、来てくれたことに「忘れずによく来てくれたね。ありがとう」と感謝の気持ちを伝えることを大切にしています。

あと、「よく聴く」ことです。否定することも結論づけることもせず、そのままを受け止め傾聴します。すると、対象者も自分が話すことで気持ちが落ち着き、頭の中が整理でき、自ら解決方法を見つけてくれます。保護司は立ち回りを見守る更生へのお手伝い役なのです。

保護司のやりがいは何ですか？

「よろこび」を共有できることです。“早起きの習慣”のない少年が、早朝の仕事に就くことになり、担当者として起床の「モーニングコール役」を引き受けることになりました。まずは一日…一日を無事に勤められたことを誉めて励まして…。そして二日、三日。「一週間も続いたね」と誉めて誉めて…。一カ月も仕事が続く、初めての給料を貰うことが出来た喜び！そして自信！すると家族や周りの目も変わってくる。猛暑を越え、極寒にも耐え、一年が過ぎた頃、保護観察所から通知が届き「もう大丈夫！保護観察は終了！」と、共に喜び合える瞬間が最高なのです！この少年だけではなく保護観察を終了した人たちが、「結婚した」「子どもが生まれた」「給料でスーツを買った。見て！」と嬉しそうに報告に訪ねてくれることが何よりの“やりがい”なのです。

施策目標 2



福祉や地域に関する学びの推進

少子高齢化や核家族化の進行により、子どもは、幼児や高齢者と関わる機会が減少しており、学校教育において福祉や家族、地域との関わりについて学ぶことは、福祉を身近に感じてもらうだけではなく、地域で共に暮らす高齢者や障害者などの権利擁護の観点にもつながるものです。

また、子どもや若者が地域活動や防災活動、自然保護、文化活動など、地域の人々と協力して体験活動に参加することで、自分の住む地域に関心を持つことができます。

大人においても、ボランティア体験や世代間交流等を通じて新たな知識を得ることが、これまで培った経験と掛け合わせ、より豊かな人生を歩むきっかけになることから、福祉の学びを全世代で推進していきます。

具体的な取組	説明
福祉施設や交流の場での福祉の学びの推進	介護施設や保育所(園)等での体験学習やボランティア体験、交流イベントなど、様々な機会を福祉の学びの場として推進することで、福祉への関心をもち、支え合い尊重し合える意識づくりを醸成します。
学校や地域における福祉の学びの推進	市内小中学校等において、家族や地域の高齢者、障害者との関わりを学ぶことで、地域や福祉への理解を図ります。 また、地域の様々な行事に子どもや若者が参加できるように支援し、様々な世代、立場の人同士が交流したり、互いの知識や経験、考えを共有することで、思いやりの心等を育みます。



【子ども食堂をきっかけに地域の方との関わりを】

家で1人で食事をする、夜遅くまで1人で過ごすという環境にある子どもたちに対し、食事や学習、団らん場の場を提供する子どもの居場所づくり(子ども食堂)を推進しています。

樟葉西校区子ども食堂では、料理の説明や食事の片づけ方法を地域の方々が説明し、中学生がお手伝いをしてくれるなど、子ども食堂が子どもと地域の方が交流する場になっています。【写真左】

【枚方子どもいきいき広場】

これからの時代を担う子どもたちの「生きる力」を育む事を目的に、土曜日の学校休業日を基本に実施している児童健全育成事業です。

各小中学校で地域団体等が地域の特色や多様性を生かした体験活動を実施されています。

【写真右】

